

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 被服貸与規程 新旧対照表

新	旧	改正理由
(略) (被服の貸与) 第 3 条 被服の貸与は、所属長（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第 15 条に規定す<u>る</u>総長等をいう。以下同じ。）が行う。 (貸与期間等の調整) 第 4 条 所属長は、業務の状況、貸与の時期等により、必要がある と認めるときは、実情に応じ、貸与期間を変更することができる。 2 所属長は、貸与品の全部又は一部を貸与する必要がないと認めるときは、貸与しないことができる。 <u>(着用義務)</u> <u>第 5 条 被貸与者は、貸与の目的に従い勤務時間中貸与品を着用しなければならない。ただし、貸与品を補修し、又は洗濯する場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない</u> (貸与品の取扱い等) 第 <u>6</u> 条 <u>被貸与者は、貸与品を譲渡し、又は貸与の目的以外の目的に使用してはならない。</u> <u>2</u> 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって貸与品を保管する責めに任ずる。 <u>3</u> 被貸与者は、貸与品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに所属長にその旨を届け出なければならない。 <u>4</u> 所属長は、被貸与者が貸与品を亡失し、又は損傷したため代替	(略) (被服の貸与) 第 3 条 被服の貸与は、所属長（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第 15 条に規定す総長等をいう。以下同じ。）が行う。 (貸与期間等の調整) 第 4 条 所属長は、業務の状況、貸与の時期等により、必要がある と認めるときは、実情に応じ、貸与期間を変更することができる。 2 所属長は、貸与品の全部又は一部を貸与する必要がないと認めるときは、貸与しないことができる。 <u>(新規)</u> (貸与品の取扱い等) 第 <u>5</u> 条 <u>(新規)</u> <u> </u> 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって貸与品を保管する責めに任ずる。 <u>2</u> 被貸与者は、貸与品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに所属長にその旨を届け出なければならない。 <u>3</u> 所属長は、被貸与者が貸与品を亡失し、又は損傷したため代替	被服の更衣時間を勤務時間に含めるとの整理に合わせ、これまで被服貸与規程に定められていなかった貸与した被服の着用義務を規定するなど所要の改正を行うため。

新	旧	改正理由
品を要すると認めたときは、再貸与することができる。 5 被貸与者は、退職、配置換え等により当該被服の貸与を受ける資格を失ったときは、直ちに所属長に貸与品を返納しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により貸与品を返納することができないときは、この限りでない。 (被服取扱責任者) 第7条 所属長は、被服取扱責任者を定め、被服の着用及び保管の監督に当たらせるものとする。 2 所属長は、被服の貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。 (共用被服) 第8条 所属長は、業務上必要があるときは、第2条に規定する貸与品以外に必要な被服を備え付けて職員に共用させることができる。 (貸与の特例) 第9条 本部事務局長は、この規程により被服の貸与をする場合、業務上特に支障があると認める者について、別段の取扱いをすることができる。 (その他) 第10条 この規程に定めるもののほか、被服の貸与について必要な事項は、別に定める。 附 則 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2 この規程の施行の際現に神奈川県病院事業庁職員貸与被服規程(平成17年神奈川県病院事業管理規程第15号)の規定により神奈川県病院事業庁に勤務する職員に貸与されている被服等は、	品を要すると認めたときは、再貸与することができる。 4 被貸与者は、退職、配置換え等により当該被服の貸与を受ける資格を失ったときは、直ちに所属長に貸与品を返納しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により貸与品を返納することができないときは、この限りでない。 (被服取扱責任者) 第6条 所属長は、被服取扱責任者を定め、被服の着用及び保管の監督に当たらせるものとする。 2 所属長は、被服の貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。 (共用被服) 第7条 所属長は、業務上必要があるときは、第2条に規定する貸与品以外に必要な被服を備え付けて職員に共用させることができる。 (貸与の特例) 第8条 本部事務局長は、この規程により被服の貸与をする場合、業務上特に支障があると認める者について、別段の取扱いをすることができる。 (その他) 第9条 この規程に定めるもののほか、被服の貸与について必要な事項は、別に定める。 附 則 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2 この規程の施行の際現に神奈川県病院事業庁職員貸与被服規程(平成17年神奈川県病院事業管理規程第15号)の規定により神奈川県病院事業庁に勤務する職員に貸与されている被服等は、	

新	旧	改正理由
この規程により貸与されたものとみなす。 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。</u>	この規程により貸与されたものとみなす。	